# 令和6年度「ぐんまネクストジェネレーター」業務委託仕様書

委託者群馬県(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託して実施する令和6年度「ぐんまネクストジェネレーター」業務の仕様を次のとおり定める。本仕様書は公募段階のものであり、仕様書の詳細については、採用された企画提案に基づき、甲と乙が協議の上で決定する。

# <u>1 業務</u>の名称

令和6年度「ぐんまネクストジェネレーター」業務(以下「本業務」という。)

# 2 趣旨 目的

製造業を中心とする群馬県産業は大きな転換期に直面しており、新規事業の立ち上げやDX推進、社内制度刷新等、経営のバージョンアップに取り組みたい企業も多い。他方、県内中小企業の多くは人材確保に課題を抱え、特に各種プロジェクトの牽引役となる経営人材の不足により、アイデアや意欲はあれども、新しいことに取り組むことができずにいる企業も少なくない。

「ぐんまネクストジェネレーター」は、県内中小企業の新規事業や課題解決、経営の担い手として、優秀で意欲ある若者をマッチングする事業である。デジタルネイティブ世代が新しい風を吹き込むことで、企業のバージョンアップを後押しする。同時に、若者に対しても県内産業を活きた挑戦・実証のフィールドとして開くことで、「群馬だからこその経験知」を提供する。最短距離で成長できる新しいキャリアパスを構築し、優秀で成長意欲のある若者を群馬県に呼び込む。

# 3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

# 4 業務の内容

乙に委託する業務内容は以下のとおりとし、乙はプロポーザル時の「企画提案書」及びその後の打合せ事項等を踏まえて本業務を実施することとする。

なお、本業務実施にあたっては、必要な打ち合わせ・相談を行い、仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、県と協議して決定するものとする。

# (1)「ぐんまネクストジェネレーター」事業の実施

県内中小企業のバージョンアップを担う経営ポスト(プロジェクト責任者)に、優秀で意欲ある若者をあっせんする。若者は「ぐんまネクストジェネレーター」として入社し、2年間をプログラム期間として、サポート(伴走支援プログラム)も受けながら、プロジェクトに取り組む。

企業側は、デジタルネイティブならではの知見や視点を有し成長意欲もある優秀な人材を獲得し、自社の課題解決・付加価値向上を進めることができる。一方で若者側も「20代で経営」という新しいキャリアパスを通して、大きく成長することができる。

2年間の期間修了後は、若者は自由に進路を選択することができることとする。すなわち、そのまま企業の中核人材として活躍を続けたり、自身で起業したりするほか、継業等の仕組みを活用して経営者に挑戦することも可能である。

# 【想定している企業及び若者の像】

企業:県内の中小企業。解決したい課題があり、そのためのアイデアや意欲も あるが、人材不足等により取組が思うように進まない企業。

若者:県内外の新卒・第二新卒の若者。将来的に自身でやりたいことや実現した い社会像等を持ち、そのために大きく成長したいと考えている若者。

# 【事業の進め方及び今年度の位置づけ】



※上図は事業のスキームを説明するためのものであり、令和7年度以降の事業の継続実施 を約束するものではない。各年度において「デジタル田園都市国家構想交付金」等の採 択及び県の予算の確保ができた場合に実施する。

## ①マッチングサイトの構築・保守運用

ぐんまネクストジェネレーターの採用を希望する企業の求人情報を掲載するマッチングサイトを構築し、適切に保守運用を行う。

# ②事業の広報周知・参加者の募集

## ア 参加企業の募集

県内企業に対して、新しい人材活用戦略として事業を広く周知広報し、 自社の経営のバージョンアップのためのプロジェクト責任者として若者 を活用したい企業を募集し、求人情報をマッチングサイトに掲載する。(求 人情報がマッチングサイトに掲載された企業を、以下「求人企業」という。)

#### イ 若者の募集

県内外の若者に対して、就職とも起業とも異なる新しいキャリアパスとして事業を広く周知広報し、ぐんまネクストジェネレーターに挑戦したい若者(以下「求職者」という。)を募集し、求人情報を紹介する。

#### ③マッチングの運用

求職者から掲載求人情報に対する応募意向・関心が示された場合には、両者 のマッチングを支援する。【目標マッチング成立件数:2件】

マッチングの結果両者が合意した場合の入社時期は令和7年4月1日を想定している。ただし、求人企業及び求職者両者からの特段の意向があった場合は甲と協議した上で異なる時期の入社も認める。

# ④マッチング後のぐんまネクストジェネレーター及び採用企業に対する伴走支援プログラムの構築

2年間のプログラム期間中において、ぐんまネクストジェネレーター及びぐんまネクストジェネレーターを採用した企業(以下「採用企業」という。)を伴走支援するプログラムを構築する。

# ア 研修

ぐんまネクストジェネレーターとして採用企業の経営のバージョンアップに必要となる知識や技能等を習得するための研修を実施する。

# イ メンタリング制度

ぐんまネクストジェネレーターには、彼らの相談相手となり成長を促す 専属のメンターをつける。メンターには、事業経営に関する十分な知見を 持つ者を選定すること。

# ウ プログラム期間修了後の進路選択の支援

ぐんまネクストジェネレーターがプログラム期間修了後に、自らの意思 で自由に幅広い進路選択ができるようサポート体制を整備する。

なお、支援プログラムの「実施」は令和7年度以降を想定しており、本業務には含まれない。令和7年度以降、各年度において「デジタル田園都市国家構想交付金」等の採択及び県の予算の確保ができた場合に実施するものとする。

【令和7年度以降の事業費は次のとおりと想定する】

- ▶ 事業費は令和6年度と同額とする。
- ► 委託業務の内容は (1) ぐんまネクストジェネレーター事業 (①マッチングサイトの保守運用、②広報周知・参加者の募集、③マッチングの運用、④伴走支援プログラムの実施)及び (2) ぐんまネクストジェネレータートライアル事業 (令和6年度と同内容)とする。

#### (2) 「ぐんまネクストジェネレータートライアル」事業の実施

「現場」を知りたい若者に対して、県内企業での課題解決型フィールドワークをオーダーメイドで企画し実施する。フィールドワーク先企業は若者を活用して課題解決を実現し、若者は「現場のリアル」を得ることができる。

#### 【想定している企業及び若者の像】

企業:県内の中小企業。解決したい課題があり、そのためのアイデアや意欲 もあるが、人材不足等により取組が思うように進まない企業。

若者:起業や社会課題解決等の将来のビジョンを持つ県内外の大学生(特に大学1・2年生)。課題の解像度向上や実証実験等を目的として、産業の「現場」に入り込みたいと考えている若者。複数名のグループでも参加可能。

#### ①若者の募集

県内外の若者に対して事業を広く周知広報し、参加者を募集する。

# ②フィールドワーク先企業の発掘・プログラムの構築

参加者の希望やキャリアイメージ等に応じて、県内企業から適切なフィール

ドワーク先を選定し受入調整を行い、またプログラムの内容を参加者 (グループ) ごとにオーダーメイドで構築する。プログラムの構築にあたっては、下記の点に留意すること。

- ▶ プログラム期間は2週間程度とする。
- ▶ プログラム期間内に、参加者はフィールドワーク先企業のうち1社が抱える課題に深くコミットし、それを具体的に解決する策を実装することを目指す
- ▶ 期間中は各参加者 (グループ) に、特に実装面をサポートするメンターを つける。
- ▶ 参加者の宿泊費及び交通費はフィールドワーク先企業が負担する仕組みが望ましい。

# ③フィールドワークの運営

フィールドワークの運営を円滑に実施する。

- ア プログラム全般の実施・運営
- イ 参加者の宿泊先の確保及び移動手段の提供
- ウ 参加者に対するフォロー・コーチング

# ④成果報告会の実施

フィールドワークの成果を報告し、若者及び県内企業に広く発信するイベントの企画、運営、広報等を実施する。

#### (3) 機運醸成事業の実施

上記(1)(2)の事業を広く広報周知し、事業への参加意欲を促すキックオフイベントの企画、運営、広報等を実施する。実施時期は令和6年5~7月頃を想定しているが、詳細は甲と協議の上決定する。

## 5 実績報告等

# (1) 月次報告

毎月、上記4(1)①~③の業務について前月の実施状況を翌月15日まで(契約期間満了日の属する月については、契約期間満了日まで)に甲に報告すること。

# (2) 全体報告

契約期間満了までに、総事業費を整理し、本業務全体の実績報告書を甲に提出 すること。実績報告書には、下記ア~オを記載すること。

ア 「ぐんまネクストジェネレーター」事業の実施内容 (「マッチング後の伴走支援プログラム」の内容を含む)

- イ 「ぐんまネクストジェネレータートライアル」事業の実施内容
- ウ 機運醸成事業の実施内容
- エ 本業務の収支
- オ その他甲が指示する事項

## 6 その他留意事項

## (1) 会計処理

本業務は内閣府所管の「デジタル田園都市国家構想交付金」等を財源に実施する予定である。法令、国・県の会計・財務規定に従った処理を行うこと。

#### (2) 併給の禁止

本業務の委託費の支給事由と同一の事由により、支給要件を満たすこととなる 各種助成金のうち国が実施するもの(国が他の団体等に委託して実施するものを 含む)との併給は受けられない点に留意すること。

#### (3) 成果品の帰属

委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。

# (4) 秘密の保持

本業務に関し、乙が甲から受領又は閲覧した資料等は、甲の了解なく公表又は 使用してはならない。 また、乙は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなけ ればならない。

# (5) 個人情報の保護

乙は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)等の関係法令を遵守しなければならない。

# (6) 業務の引継ぎ

上記4(1)「ぐんまネクストジェネレーター」事業において、業務が終了する場合(契約解除により契約が終了した場合を含む。)及び受託事業者が交代する場合、乙は契約期間中に引継期間を設け、円滑に業務を引き継ぐこと。

特に、令和7年4月以降に引続き求人を継続する求人企業及び求職活動を継続する求職者の情報や、連携する大学等の情報の引継ぎについては、業務に支障が生じないよう十分に配慮すること。

なお、引継ぎの際は、本業務の業務全般にわたる引継書を作成し、甲に提出すること。引継書の内容は、本仕様書に掲げる事項について、処理手順等を特に詳細かつ具体的に述べているものであること。

#### (7) 再委託の制限

乙は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ご との業務の内容、再委託先の概要について甲に協議し、了解を得なければならな い。

#### (8) その他

甲乙両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。また、業務の遂行にあたり、変更の必要又は疑義が生じた場合には、その都度遅滞なく甲乙協議し、乙は甲の指示に従わなければならない。